

令和3年

# 市議会11月定例会議案

令和3年11月22日提出

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第117号	令和3年度掛川市一般会計補正予算（第11号）について	1
議案第118号	令和3年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	7
議案第119号	令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	11
議案第120号	令和3年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	15
議案第121号	令和3年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	19
議案第122号	令和3年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	21
議案第123号	令和3年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について	23
議案第124号	令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）について	25
議案第125号	掛川市手数料条例の一部改正について	27
議案第126号	掛川市・菊川市衛生施設組合規約の変更について	33
議案第127号	字の区域の変更について（板沢地区）	37
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市森の都ならこの里）	41
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）	43
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について（遠州南部とうもんの里総合案内所）	45
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市再開発住宅）	47
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市住環境整備モデル住宅）	49





令和3年度掛川市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度掛川市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ514,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,539,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 7,702,498	千円 227,270	千円 7,929,768
	1 国庫負担金	3,729,885	186,577	3,916,462
	2 国庫補助金	3,858,923	40,687	3,899,610
	3 委託金	113,690	6	113,696
16 県支出金		3,582,285	58,714	3,640,999
	1 県負担金	2,072,178	45,809	2,117,987
	2 県補助金	1,229,767	12,905	1,242,672
18 寄附金		974,855	100,825	1,075,680
	1 寄附金	974,855	100,825	1,075,680
19 繰入金		530,620	114,179	644,799
	1 基金繰入金	530,620	114,177	644,797
	2 特別会計繰入金	0	2	2
21 諸収入		2,777,681	13,700	2,791,381
	5 雑入	1,247,490	13,700	1,261,190
22 市債		5,508,100	0	5,508,100
	1 市債	5,508,100	0	5,508,100
歳 入 合 計		51,024,880	514,688	51,539,568

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 260,599	千円 32	千円 260,631
	1 議会費	260,599	32	260,631
2 総務費		6,292,323	△107,303	6,185,020
	1 総務管理費	5,206,855	△107,400	5,099,455
	2 賦課徴収費	500,700	△658	500,042
	3 戸籍住民基本台帳費	312,521	592	313,113
	4 選挙費	226,440	477	226,917
	5 統計調査費	11,686	△707	10,979
	6 監査委員費	34,121	393	34,514
3 民生費		16,009,892	321,086	16,330,978
	1 社会福祉費	6,707,120	△10,209	6,696,911
	2 児童福祉費	8,633,438	310,658	8,944,096
	3 生活保護費	653,698	20,637	674,335
4 衛生費		5,802,206	241,488	6,043,694
	1 保健費	3,367,624	144,918	3,512,542
	2 衛生費	258,219	△1,483	256,736
	3 清掃費	2,176,363	98,053	2,274,416
6 農林水産業費		1,382,933	11,691	1,394,624
	1 農業費	358,286	△6,446	351,840
	2 農地費	841,982	15,463	857,445
	3 林業費	182,634	2,674	185,308
7 商工費		2,093,803	62,550	2,156,353
	1 商工費	2,093,803	62,550	2,156,353
8 土木費		4,925,718	△16,453	4,909,265
	1 土木管理費	304,654	△13,692	290,962
	2 道路橋梁費	1,802,711	245	1,802,956

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	766,188	0	766,188
	4 都市計画費	1,737,395	5,003	1,742,398
	5 住宅費	314,770	△8,009	306,761
9 消防費		1,739,722	△5,447	1,734,275
	1 消防費	1,739,722	△5,447	1,734,275
10 教育費		5,780,067	△10,956	5,769,111
	1 教育総務費	285,469	17,768	303,237
	2 小学校費	890,716	6,586	897,302
	3 中学校費	417,938	△182	417,756
	4 幼稚園費	1,547,769	△34,011	1,513,758
	5 社会教育費	1,016,517	△570	1,015,947
	6 保健体育費	1,621,658	△547	1,621,111
11 災害復旧費		202,548	18,000	220,548
	2 土木施設災害復旧費	106,317	18,000	124,317
12 公債費		4,982,959	0	4,982,959
	1 公債費	4,982,959	0	4,982,959
歳 出 合 計		51,024,880	514,688	51,539,568

第2表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	公共道路事業 (9,500増)	90,200	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は 5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 も繰上償還 をなし又は 償還期限を 短縮し若し くは低利債 に借換えす ることがで きる。
		99,700			
	歩道改良事業 (△9,500減)	93,400			
		83,900			
合計		5,508,100			
		5,508,100			



令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,267 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,059,215 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3	千円 323	千円 326
	1 国庫補助金	3	323	326
6 繰入金		1,125,874	△8,590	1,117,284
	1 一般会計繰入金	821,874	△8,590	813,284
歳入合計		12,067,482	△8,267	12,059,215



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 163,927	千円 △8,263	千円 155,664
	1 総務管理費	116,910	△10,295	106,615
	2 徴税費	43,166	2,032	45,198
	4 趣旨普及費	3,589	0	3,589
5 保健事業費		133,464	△4	133,460
	1 保健事業費	133,464	△4	133,460
歳 出 合 計		12,067,482	△8,267	12,059,215



令和 3 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,332,443 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 285,952	千円 6,730	千円 292,682
	1 一般会計繰入金	285,952	6,730	292,682
歳入合計		1,325,713	6,730	1,332,443

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 31,251	千円 1,322	千円 32,573
	1 総務管理費	27,805	1,322	29,127
3 保健事業費		46,325	5,408	51,733
	1 保健事業費	46,325	5,408	51,733
歳 出 合 計		1,325,713	6,730	1,332,443



令和3年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,939千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,988,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 28,848	千円 △950	千円 27,898
	1 負担金	28,848	△950	27,898
7 繰入金		1,577,794	△4,989	1,572,805
	1 一般会計繰入金	1,543,916	△4,368	1,539,548
	2 基金繰入金	33,878	△621	33,257
歳 入 合 計		9,994,761	△5,939	9,988,822



歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 213,436	千円 △4,149	千円 209,287
	1 総務管理費	56,980	△1,467	55,513
	2 徴収費	11,162	931	12,093
	3 介護認定審査会費	145,294	△3,613	141,681
2 保険給付費		9,767,417	△1,792	9,765,625
	2 地域支援事業費	430,754	△1,792	428,962
5 諸支出金		11,509	2	11,511
	2 一般会計繰出金	0	2	2
歳 出 合 計		9,994,761	△5,939	9,988,822



議案第121号

令和3年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

令和3年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和3年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	3,143,255千円	4,938千円	3,148,193千円
第2項 営業外収益	290,541千円	76千円	290,617千円
第3項 特別利益	1,189千円	4,862千円	6,051千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,975,103千円	6,293千円	2,981,396千円
第1項 営業費用	2,842,556千円	301千円	2,842,857千円
第3項 特別損失	11千円	5,992千円	6,003千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額994,325千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,002,119千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,544千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額121,596千円」に、「過年度分損益勘定留保資金672,781千円」を「過年度分損益勘定留保資金580,550千円」に、「建設改良積立金200,000千円」を「建設改良積立金300,000千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	1,619,472千円	7,794千円	1,627,266千円
第1項 建設改良費	1,377,907千円	7,794千円	1,385,701千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	174,317千円	8,095千円	182,412千円

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第122号

令和3年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

令和3年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和3年度掛川市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 下水道事業収益	2,477,076千円	△1,390千円	2,475,686千円
第2項 営業外収益	1,842,562千円	△1,390千円	1,841,172千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,898,336千円	8,405千円	1,906,741千円
第1項 営業費用	1,631,748千円	8,405千円	1,640,153千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額838,672千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額839,459千円」に、「当年度分損益勘定留保資金307,154千円」を「当年度分損益勘定留保資金317,154千円」に、「利益剰余金処分数額480,933千円」を「利益剰余金処分数額471,720千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	1,155,197千円	7,992千円	1,163,189千円
第4項 他会計支出金	27,363千円	7,992千円	35,355千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,993,869千円	8,779千円	2,002,648千円
第1項 建設改良費	1,018,926千円	8,779千円	1,027,705千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	107,176千円	7,184千円	114,360千円

第4条 予算第10条に定めた補助金の金額「459,927千円」を「466,529千円」に改める。

第5条 予算第11条に定めた当年度利益剰余金の処分の金額「480,933千円」を「471,720千円」に改める。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第123号

令和3年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和3年度掛川市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和3年度掛川市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 下水道事業収益	364,650千円	337千円	364,987千円
第2項 営業外収益	296,247千円	337千円	296,584千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	328,067千円	736千円	328,803千円
第1項 営業費用	298,929千円	736千円	299,665千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金27,530千円」を「当年度分損益勘定留保資金27,843千円」に、「利益剰余金処分量36,763千円」を「利益剰余金処分量36,450千円」に改める。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	7,462千円	9千円	7,471千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額「131,226千円」を「131,222千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分量「28,802千円」を「36,450千円」に改める。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇





議案第124号

令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）

令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	215,105千円	993千円	216,098千円
第2項 営業外収益	121,187千円	993千円	122,180千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	208,293千円	1,552千円	209,845千円
第1項 営業費用	191,858千円	1,552千円	193,410千円

第2条 予算第4条本文括弧書き中「当年度分損益勘定留保資金41,600千円」を「当年度分損益勘定留保資金37,583千円」に、「利益剰余金処分量1,708千円」を「利益剰余金処分量5,725千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	4,289千円	421千円	4,710千円

第4条 予算第9条に定めた補助金の金額「31,955千円」を「32,364千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた当年度利益剰余金の処分量「1,708千円」を「5,725千円」に改める。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇



議案第125号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 <u>1戸につき5,000円</u></p>	<p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この条において「品確法」という。）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は品確法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この条において「確認書」という。）を添付する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (イ) 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p style="margin-left: 40px;">a <u>申請戸数が1戸のもの 1件につき15,000円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">b <u>申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき26,000円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">c <u>申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき42,000円</u></p>

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき7,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（新築住宅に限る。）

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき12,000円

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき24,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき76,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき35,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき68,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき22,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき61,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき101,000円

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき52,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき118,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき187,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき368,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき77,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき77,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した法第8条第2項において準用する法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき4,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき6,000円

1件につき176,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの  
1件につき280,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき550,000円

2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は確認書を添付する場合

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき12,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの  
1件につき21,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの  
1件につき34,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき52,000円

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき17,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの  
1件につき30,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの  
1件につき49,000円

(2) 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合（新築住宅に限る。）

ア 一戸建ての住宅 1戸につき14,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき8,000円

(3) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき13,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき44,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅 1戸につき20,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき 77,000円

(2) (略)

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき31,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 67,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき107,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき202,000円

イ (略)

(ア) 一戸建ての住宅 1戸につき45,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき45,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき99,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき159,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき301,000円

## 附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。





議案第126号

掛川市・菊川市衛生施設組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、掛川市・菊川市衛生施設組合格約を裏面のとおり変更するものとする。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市・菊川市衛生施設組合格約の一部を変更する規約

掛川市・菊川市衛生施設組合格約（平成13年8月8日市行第253号）の一部を次のように変更する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を行うものとする。<u>ただし、掛川市にあっては平成17年3月31日現在の掛川市の区域に係る事務に限る。</u></p> <p style="text-align: center;">（経費の支弁方法）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>2 前項に規定する分担金のうち、施設建設費の負担割合は、その10分の4を予算が属する年度の前年の10月末現在における住民基本台帳に基づく人口割合により、その10分の3を予算が属する年度の前々年度における年間可燃ごみ排出量に基づく割合により、その10分の3を均等割合により、関係市に分賦する。ただし、均等割合にあっては、平成16年4月1日現在における掛川市、菊川町及び小笠町の区域及び市町数に基づき算定する。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する分担金のうち、管理運営費の負担割合は、その10分の8を予算が属する年度の前々年度における年間ごみ排出量に基づく割合により、その10分の2を均等割合により、関係市に分賦する。</u></p> <p><u>4 第1項に規定する分担金のうち、長期債償還金の負担割合は、施設建設費に係る負担割合に準じて算定した当該長期債の借入れ年度における負担割合により、関係市に分賦する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（組合の共同処理する事務）</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（経費の支弁方法）</p> <p>第11条 （略）</p> <p><u>2 前項の負担割合は、予算が属する年度の前々年度における年間ごみ排出量に基づく割合により、関係市に分賦する。</u></p>

## 附 則

- 1 この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。
- 2 変更後の掛川市・菊川市衛生施設組合规約第3条及び第11条の規定は、令和3年4月1日から適用する。



議案第127号

字の区域の変更について（板沢地区）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

1 大字板沢字板沢山に編入する区域

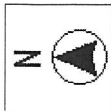
字姥ヶ沢290、字齒乃木ヶ谷446の1、446の2、447から450、450の2から450の11、451、451の2から451の4、452から454、454の2から454の9、455から457、458の1、458の2、459から462まで、字吉沢1878の3、1878の4、1878の15、1881の1、1881の2、字長坂下1901の1から1901の3、1902の3、1903の1から1903の3、1906の1、1906の3から1906の7、1907の1から1907の7まで、字田ノ谷1908の1から1908の4、1909の1から1909の7、1910の1、1910の2、1911の1、1911の12、1911の13、1912、1915の1から1915の4、1915の14、1916の2から1916の5、1917の1、1917の2、1918の1、1918の2、1919、字一ノ尾1920の1、1920の2、1921の1から1921の3、1924の1、1924の2、1924の5から1924の7まで、字西光寺1936の6、1936の8、1936の11、1940の3から1940の7、1940の9、1940の13、1941の1、1941の4、1941の6から1941の12、1941の16から1941の20、1941の26、1941の27、1941の35から1941の39まで

2 大字板沢字城山下に編入する区域

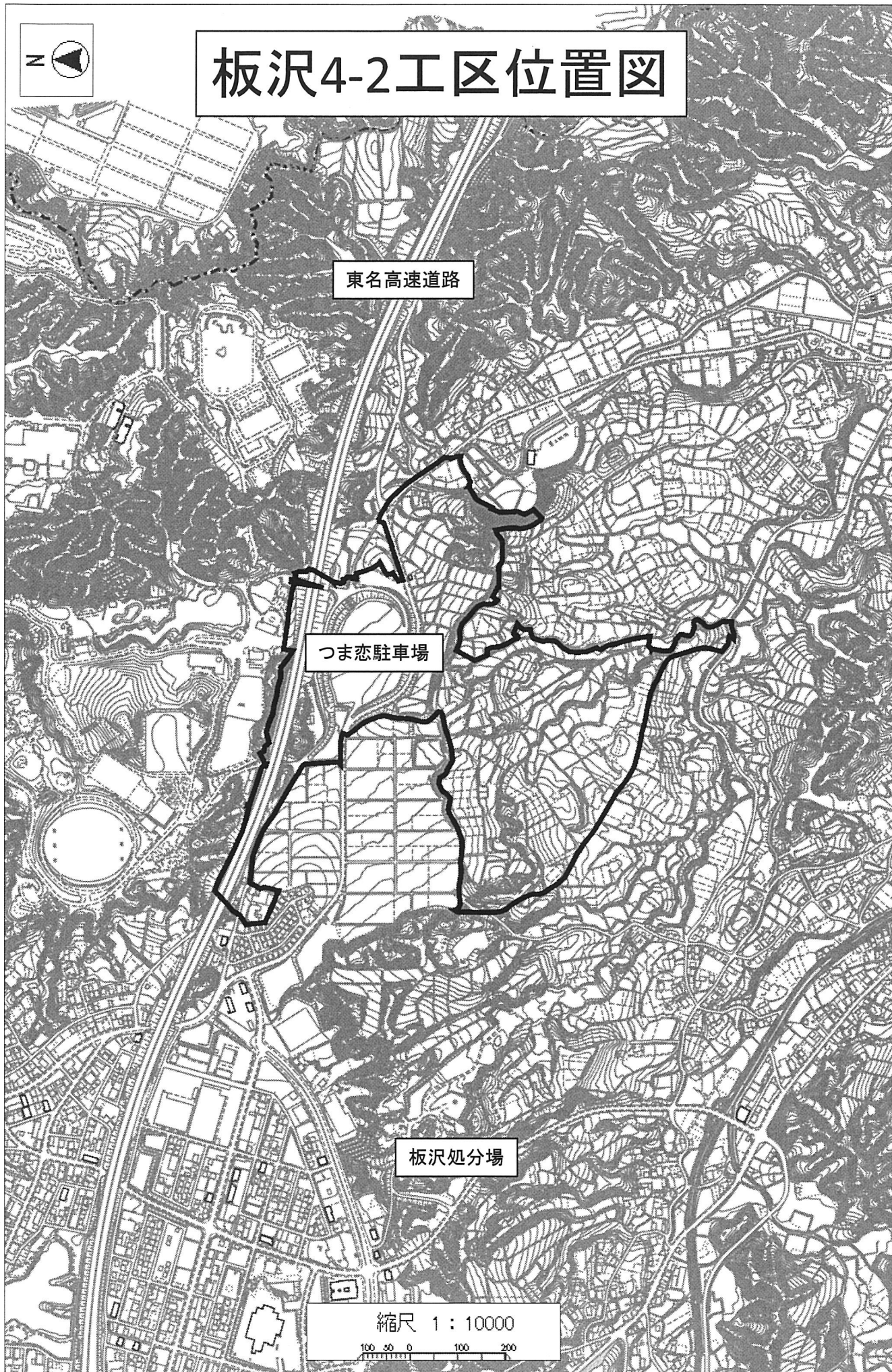
字板沢山2051の1478、2051の1505から2051の1507、2051の1537まで

3 大字板沢字三男淵に編入する区域

字板沢山2051の299、2051の300、2051の409まで



# 板沢4-2工区位置図



東名高速道路

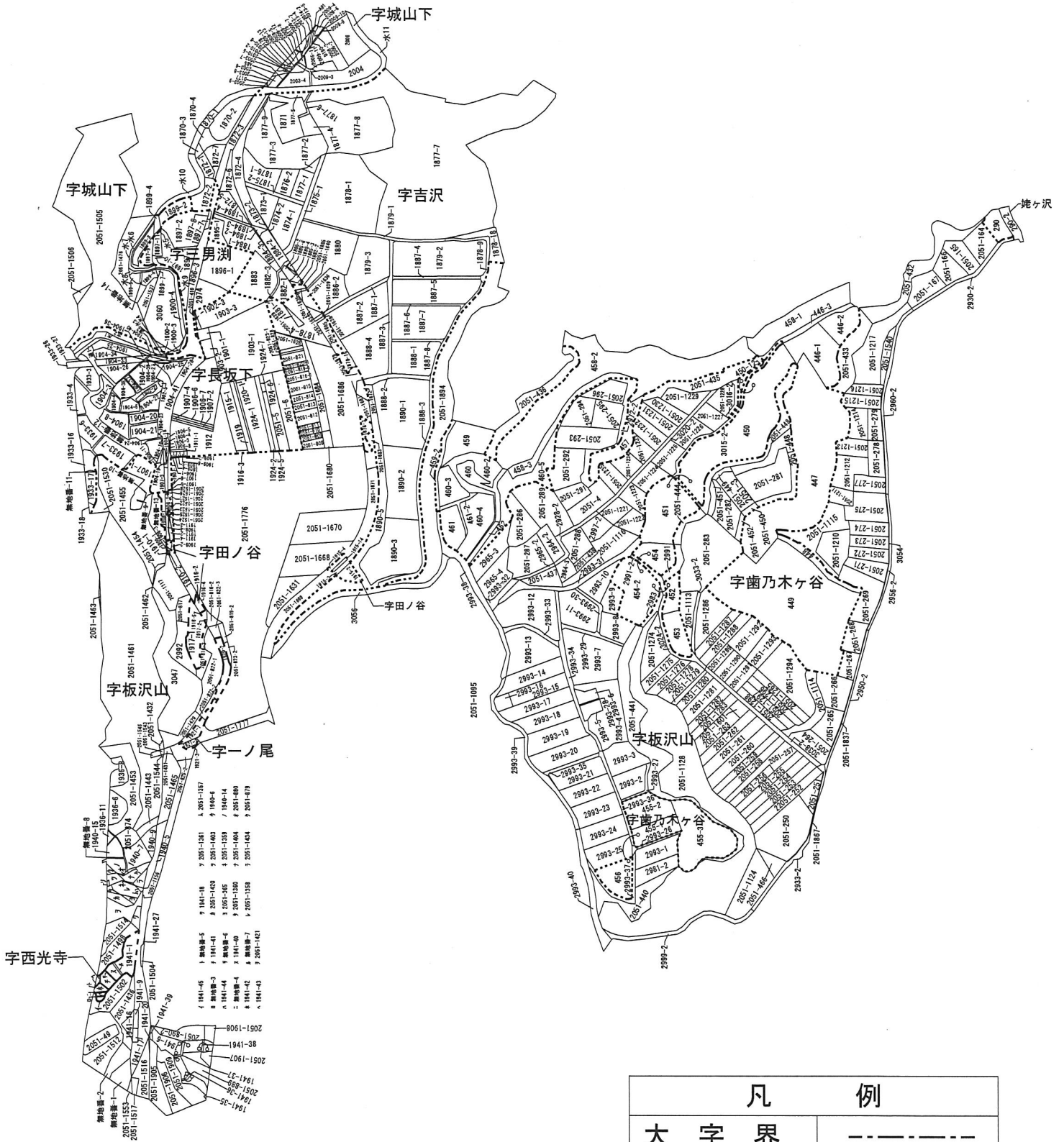
つま恋駐車場

板沢処分場

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200

# 字界変更図 (変更前) 大字板沢

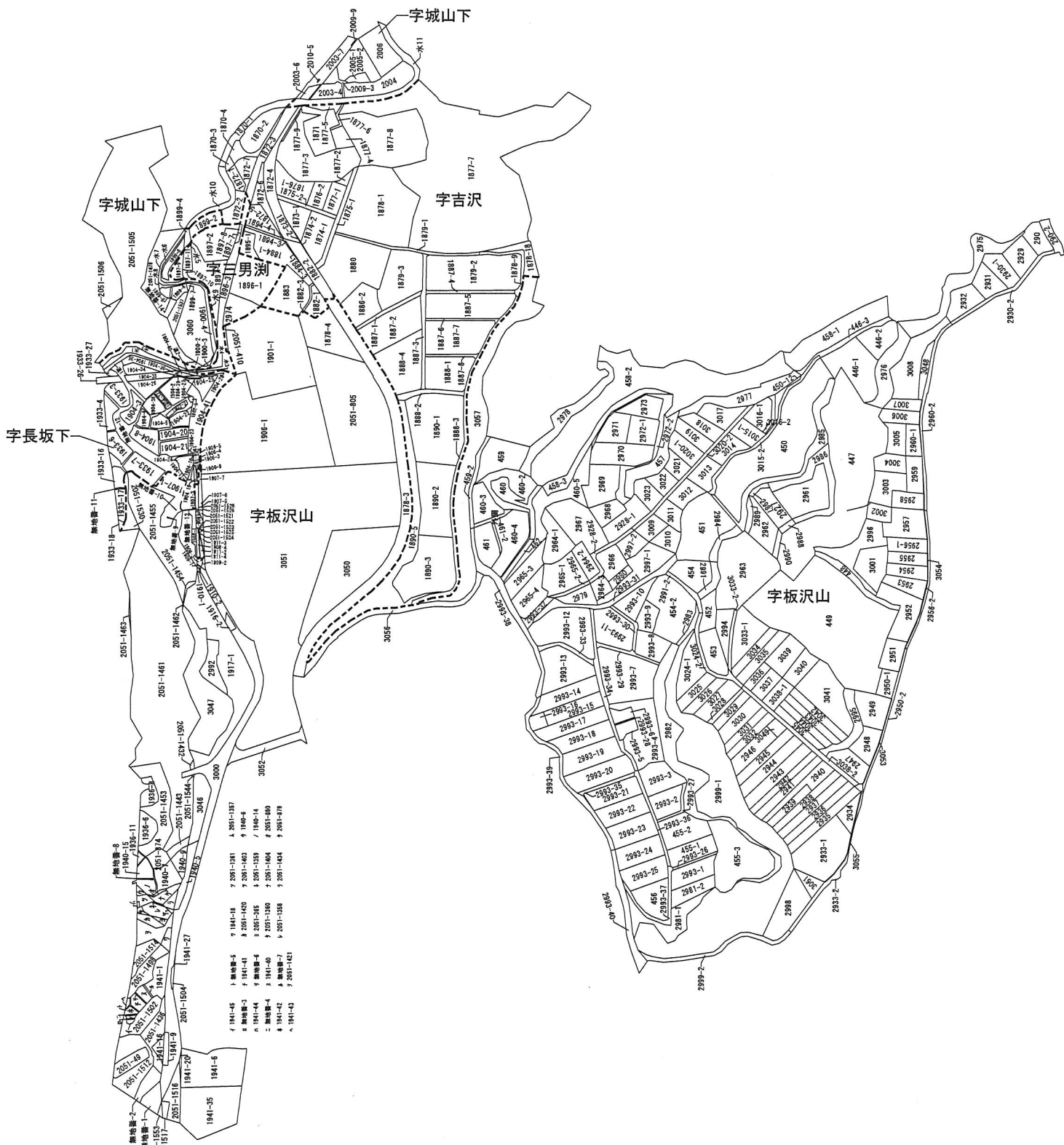




# 字界変更図 (変更後) 大字板沢



S=1:5000



凡 例	
大字界	-----
小字界	-----



議案第128号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市森の都ならここの里）

掛川市森の都ならここの里条例（平成17年掛川市条例第117号）第12条第2項の規定により、掛川市森の都ならここの里の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市森の都ならここの里	掛川市居尻179番地	株式会社森の都ならここ 代表取締役 久保田 崇	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで



議案第129号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市清水邸）

掛川市清水邸条例（平成17年掛川市条例第229号）第13条第2項の規定により、掛川市清水邸の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市清水邸	掛川市西大淵4334番地	掛川観光協会大須賀支部 会長 内藤 澄夫	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで



議案第130号

公の施設の指定管理者の指定について（遠州南部とうもんの里総合案内所）

遠州南部とうもんの里総合案内所条例（平成18年掛川市条例第37号）第13条第2項の規定により、遠州南部とうもんの里総合案内所の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
遠州南部とうもんの里 総合案内所	掛川市山崎233番地	特定非営利活動法人 とうもんの会 理事長 山下 みさお	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで



議案第131号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市再開発住宅）

掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）第19条の2第2項の規定により、掛川市再開発住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市再開発住宅	静岡市葵区追手町9番18号	静岡県住宅供給公社 理事長 矢野 弘典	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで





議案第132号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市住環境整備モデル住宅）

掛川市住環境整備モデル住宅条例（平成17年掛川市条例第146号）第19条の2第2項の規定により、掛川市住環境整備モデル住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月22日提出

掛川市長 久保田 崇

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市住環境整備モデル住宅	静岡市葵区追手町9番18号	静岡県住宅供給公社 理事長 矢野 弘典	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

